

議案第42号

杉並区立富士見丘多目的広場条例

上記の議案を提出する。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立富士見丘多目的広場条例

(設置)

第1条 区民のレクリエーションその他の活動の場及び杉並区立富士見丘小学校における教育活動の場として多目的な利用に供することにより、区民の福祉の増進及び児童の教育の充実を図るため、杉並区立富士見丘多目的広場（以下「多目的広場」という。）を杉並区久我山二丁目19番4号に設置する。

(休場日及び開場時間)

第2条 多目的広場の休場日及び開場時間は、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

(使用の手続等)

第3条 多目的広場を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 第1条の目的を達成するについて、不相当と認めたとき。
 - (3) その他管理上支障があるとき。

4 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定による手続を経ないで多目的広場を使用させることができる。

(使用料)

第4条 多目的広場の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸しては

ならない。

(使用の承認の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は教育委員会の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により多目的広場の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(特別の設備)

第7条 多目的広場を使用する者（以下「使用者」という。）が、特別の設備をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき又は第6条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに多目的広場を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、多目的広場に損害を与えた場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

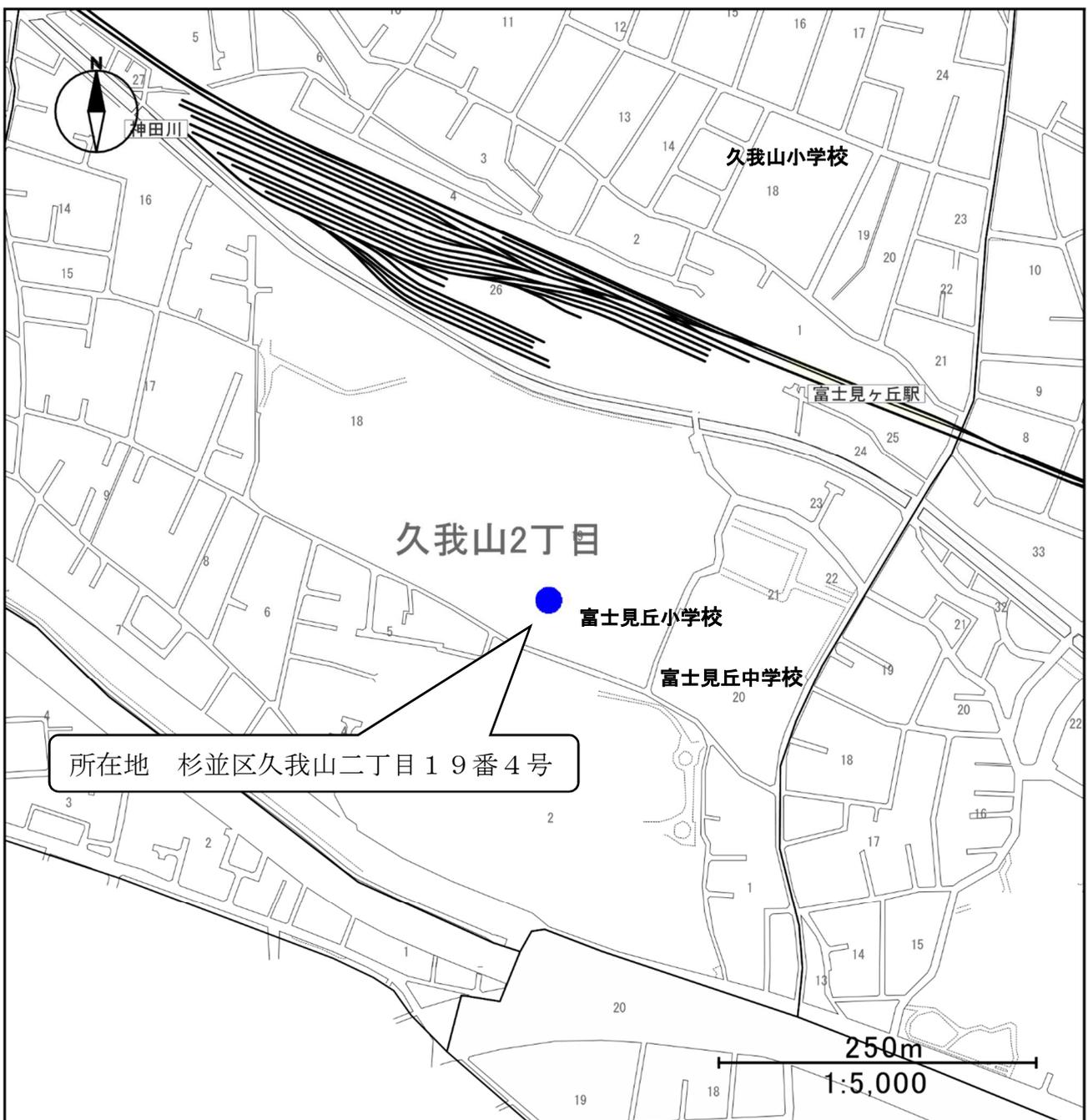
- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 多目的広場の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても第3条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(提案理由)

富士見丘多目的広場の設置に伴い、その名称及び位置等を定める必要がある。

案内図

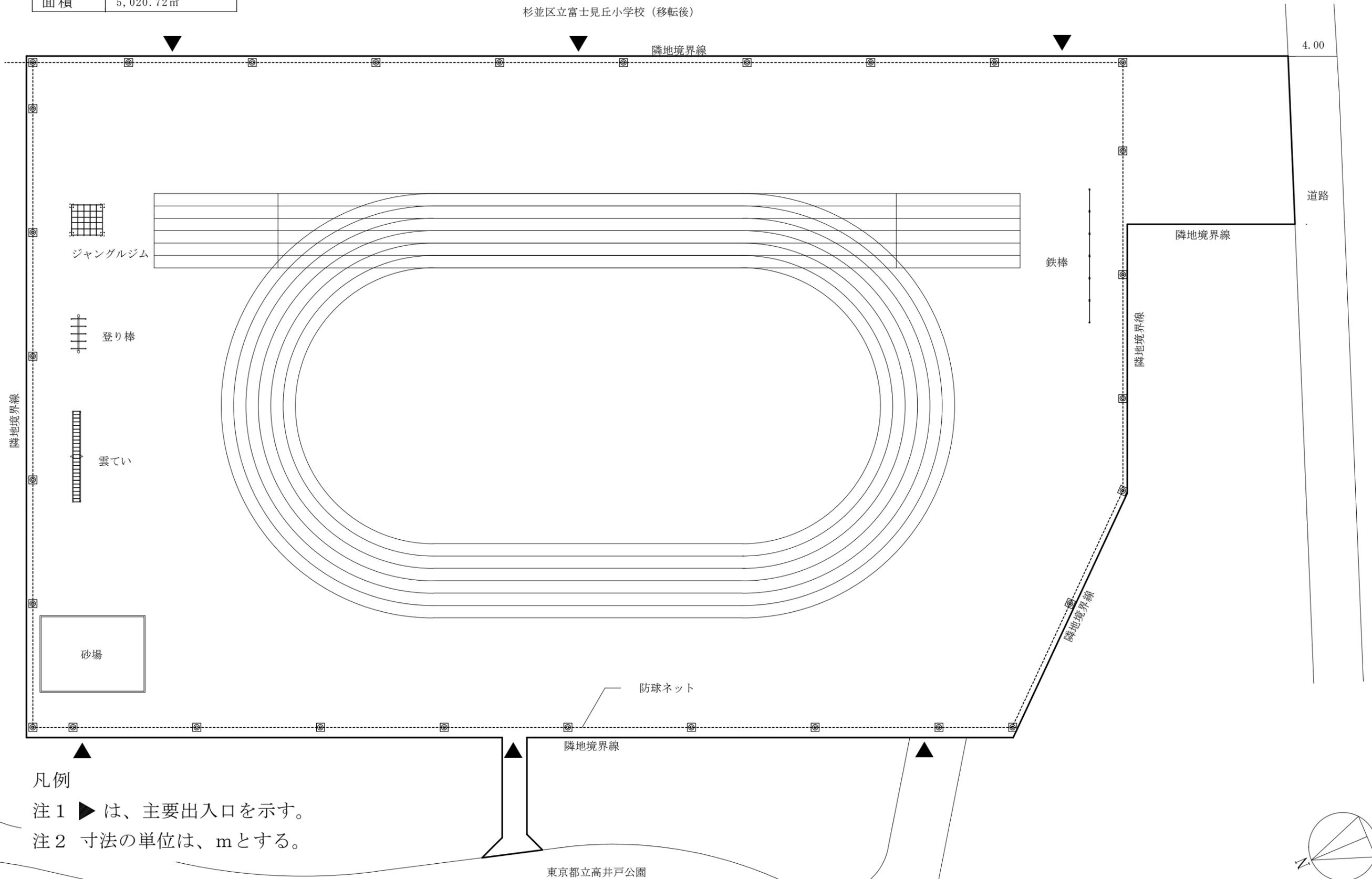
杉並区立富士見丘多目的広場



杉並区立富士見丘多目的広場 配置図

面積 5,020.72㎡

杉並区立富士見丘小学校 (移転後)



凡例

注1 ▲ は、主要出入口を示す。

注2 寸法の単位は、mとする。

